

2026 年 7 月 16 日

株主各位

東京都千代田区外神田二丁目 15 番 12 号
株式会社アイビスホールディングス
代表取締役社長 永江榮司

株式分割に関する基準日設定公告

当社は、2026 年 7 月 15 日開催の取締役会において、2026 年 8 月 1 日付をもって当社普通株式 1 株を 2 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を 2026 年 7 月 31 日と定めましたので公告いたします。

なお、上記株式分割に伴い、会社法第 184 条第 2 項の規定に基づき、2026 年 8 月 1 日付をもって、当社定款第 6 条の発行可能株式総数を現行の 3,596,000 株から、7,192,000 株に変更することをあわせて決議いたしましたので、お知らせいたします。

以 上

お知らせおよびご注意

2026 年 8 月 1 日付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等の振替口座簿に記録されることになります。

住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等で手続きをお願いします。